

## 明治4年から5年にかけての東儀文均の生活 — 『樂所日記』 にみる明治初年の伶人の日々 —

南 谷 美 保

本稿は、旧三方樂所天王寺方樂人で明治3年の雅樂局設置に伴い京都より上京した東儀文均<sup>とうぎふみなり</sup>の日記、『樂所日記』の日記の部の最期の2巻となる第29巻および第30巻の記録に基づき、明治初年の伶人の奏樂業務およびその生活について紹介するものである。

雅樂局設置後は、伶人（職位としては、大伶人・中伶人・少伶人の3クラスがあった）および伶員（伶人以下の研修生的立場）へとその職名を改めた旧三方樂所樂人たちは、宮中祭祀における御神樂を中心に、それまでの唐樂・高麗樂などの外来系雅樂曲よりも、国風歌舞を演奏する機会が増え、江戸時代には限られた樂人のみが演奏に携わった御神樂も、伶人全員がこの演奏に従事することとなった。明治政府が執り行う外交儀礼の場を中心に、従前の外来系雅樂曲および舞樂を演じる機会もあったとはいえ、このような奏樂業務の場における演奏曲目の変化は、東儀文均の樂に対する意識にもかなりの影響を与えていたようである。が、江戸時代後半において、専門職としての樂人＝伶人以外の世界に広がった雅樂稽古熱は、明治時代になっても衰えることはなく、東京においても、文均は「雅樂の師匠」として、従前に同じく唐樂を中心とした個人レッスンを継続するという一面も持ち合わせていた。

キーワード：東儀文均<sup>とうぎふみなり</sup>、『樂所日記』<sup>がくそにっき</sup>、雅樂局、伶人、外交儀礼と奏樂

### 1 はじめに

旧三方樂所天王寺方樂人であった東儀文均（1811 - 1873）は、天保15（1844）年の34歳の時から、亡くなる前年の明治5（1872）年末に至るまでの職務記録を中心とした日記である『樂所日記』全37巻（国会図書館所蔵）を書き残している。本稿は、その『樂所日記』の日記の部としては、最期の2巻となる第29巻および第30巻<sup>1)</sup>の記録に基づき、明治初年の伶人の奏樂業務およびその生活について紹介するものである。

天王寺方の在京樂人<sup>2)</sup>であった東儀文均は、明治3年11月に東上を命ぜられるが<sup>3)</sup>、『樂所日記』は、文均の上京後一年ほどの期間にあたる明治3年12月から明治4年11月に至るまで

1) 『樂所日記』第31巻から第37巻までは、文均が旧三方樂所の運営責任者である三方代表としての「老分職」に、天王寺方の責任者として就任していた期間の職務記録の「老分役録」である。

2) 天正年間に成立した三方樂所は、京都・奈良・天王寺の三方の樂人によって構成されていたが、主に京都での職務を担当するために、奈良方および天王寺方の樂人は、その本来の居住地を離れ、代々京都で生活する「在京」樂人と、その本拠地である奈良と天王寺に居住し続けた「在南」樂人および「在天」樂人とに分かれていた。東儀文均は、元は、南都芝家の出身であったが、在京天王寺方樂人東儀家の養子となった。

の記録を欠いている。三方楽所楽人から雅楽局に所属する伶人へと、文均を取り巻く環境が大きく変化したこの1年間の記録が欠けていることは非常に残念であるが、現存の『樂所日記』巻29は、この1年分ほどを欠落させた後、明治4年11月1日よりの記録を留めるものとなっている。当時、大伶人の職位にあった東儀文均は61歳、明治3年11月の時点では、単身で東上したものの、彼の3名の息子、文言、直温、光利は、明治4年のいずれかの時期に上京しており<sup>4)</sup>、そして、おそらく巻29の始まる直前の10月末ごろに、妻も上京したと思われる<sup>5)</sup>。

こうして、東京での、家族全員が揃っての生活が可能となったことが、文均に日記を再び記すゆとりを与えたのか、あるいは、それ以前にも、継続して記されていたものが何等かの理由で紛失あるいは削除されてしまったのか、その辺りの事情は全く把握できないものの、以後、明治5年12月2日までの記録が残されることとなり<sup>6)</sup>、この巻30が、文均の日記としては最期のものとなる<sup>7)</sup>。

## 2 明治4年の文均の奏楽業務について

明治4年11月1日より記載される『樂所日記』巻29の同日条は、それ以前の『樂所日記』巻28までには見ることがなかった東儀文均家の家内行事、「西京より隨身 神々於當所祭候事」という記事より始まる。さらに、「一、神祭 庭療 採物 韓神 奉納」とあり、その演奏者は、「予 廣道 文言 直温 光利」とあるので、文均以下、3名の息子たちと、同じく天王寺方出身の菌廣道とによって御神楽が奉納されるという、かなり丁寧な神事が家庭内にて行なわれたことが分かる<sup>8)</sup>。

- 
- 3) 維新期の三方楽所楽人の動向については、南谷美保「維新期の三方楽所を取り巻く環境－東儀文均の『樂所日記』に基づく考察－」（『四天王寺大学紀要』第46号（pp.315-342、2008年9月）において論じている。
- 4) 明治初期の伶人の動向について詳しく調査された塚原康子氏の調査結果でも、文均の3名の息子上京時期は不明とされており、この3名が雅楽局にどのような形で採用されたのかも不明である。が、『樂所日記』の記録によれば、文均の3名の息子、文言（東儀文均家嫡子）、直温（南都方芝家養子、ただし、文均と同居）、光利（南都方久保家養子、同じく文均と同居）は、いずれも伶員としての扱いを受けていた。これについては、後述する。
- 5) 東儀文均の妻の上京時期を明治5年10月末ごろと判断する根拠は、『樂所日記』巻29の11月以降の記事に妻との同居を示す記録があり、かつ11月12日条には、「十一月廿六日出、西京松田秀峰主家内より妻へ向、東京着早々差出書状之返翰到着」とあることなどによる。
- 6) 明治5年末には、太陰暦から太陽暦への切り替えが行なわれ、この年の12月は2日までしかなかった。『樂所日記』巻30の記事も、12月2日で終わっている。
- 7) 東儀文均は、その後、明治6年9月9日に免官となり、10月24日に亡くなる。なお、文均の3名の息子のうち、東儀文均家の嫡子文言は、文均没後1年を経ずして、明治7年5月31日に依願により免官となり、文均次男で文均の実家である芝家を相続した芝直温も、同日依願による免官、文均3男で久保家を相続した久保光利は、在職のまま明治7年8月14日に亡くなっている。
- 8) 文均自身が上京する際の記録には、このような神々の隨身に関わる記事はないので、これは、それ以後に上京した息子3名もしくは、明治4年11月直前に上京してきた文均の妻が伴ったものかと思われる。

なお、この祭事は、翌12月1日にも行なわれているが、明治5年になると、このような記事が記録されなくなっているのが、以後の毎月一日の恒例行事となっていたわけでもないようである。が、このことに関連して注目すべきことは、文均の自宅では、仏事を一切行なわなくなっていることが明治4年11月以降の『楽所日記』の記述から分かることであろう。巻30に残される明治5年の記録を見ても、文均家では、巻28の明治3年まで恒例行事として行なわれていた盆の供養としての聖霊への奏楽奉納が為されなくなったことを始めとして、明治4年以降の『楽所日記』で見ると、文均家に関しては、仏事が一切行なわなくなった様子が明らかとなる。この点一つを取り上げても、上京後の文均の生活は大きく変化していることがわかる。

文均が東上した直後の様子については、『楽所日記』の記録が欠けているために、塚原康子氏が紹介している『豊原喜秋記』によりその動向をみると<sup>9)</sup>、明治4年1月14日には東上した伶人たちの宿舎に雅楽稽古所が設けられ、伶人たちは、「二四七九の日」を神楽・東遊の稽古、「三五八十の日」を諸曲稽古の日として、ここに午前中出勤し、稽古に励んだとされている<sup>10)</sup>。なお、「一六式日」として、一の付く日と六の付く日は休日となっていた。これも、塚原氏が述べているように、明治2年以降は「もともと御神楽を行っていた新嘗祭や賢所御神楽に加えて、諸祭典の付帯音楽である神饌奏楽にも従来の楽に代えて神楽歌が用いられ始めた<sup>11)</sup>」ために、明治以降の伶人の奏楽業務は、御神楽の演奏を中心とするものへと変化していた。

この御神楽は、江戸時代においては、「神楽人」とされた特定の楽家にもその演奏が許されたものであったが、明治3年の雅楽局設置にともない、伶人すべてにその演奏が義務とされるものへと変化した<sup>12)</sup>。以後、雅楽局所属の伶人の主たる業務は、御神楽演奏となっていくのであり<sup>13)</sup>、この変化によって、それまで御神楽奏楽に関わる機会がなかった文均も、60歳を過ぎた年齢に達していたにもかかわらず、この新しい領域を、上京後、新たに習得することとなった。

明治4年の『楽所日記』巻29によれば、11月2日には、神祇省にて、さらには、宮中賢所にて、御神楽の奏楽が行なわれたが、神祇省での御神楽では、文均は神楽歌の本方を担当しており、東上以後の習練の成果が示されている。このことから分かるように、旧三方楽所楽人を取り巻

9) 塚原康子「明治3年雅楽局設置前後」(『昭和音楽大学研究紀要』第18号、1999、pp.21-37)

10) 塚原注9前掲論文によれば、明治4年1月14日に、東上した伶人たちの宿舎であった表二番町の筒井武佐衛門旧邸に雅楽稽古所が設けられ、その後5月7日に牛込御門内の曲淵乙次郎旧邸に移転したとのことである。

11) 塚原注9前掲論文

12) 塚原注9前掲論文ほか、南谷注3前掲論文においても紹介したように、明治3年11月21日の時点で、旧三方楽所楽人は、「神楽道ヲ始諸技芸勉勵習熟御用差支無之様可致事」とされ、雅楽局の設置にあたっては、神楽道が伶人の職務の一番に挙げられていた。

13) 芝祐靖氏によれば、明治31年生まれ祐靖氏のご尊父は、「口癖のように『お前たちの本業は賢所の御神楽ご奉仕なんだ。舞楽や管絃は、あれは遊びだ』と言って神楽歌の正統伝承を説いていた」とされている(『楽家類聚』(東京書籍、2006年、p.235) ことから、明治期の伶人たちが自らの奏楽業務についてこのように理解していたことがうかがえる。

く環境は、この1年で大きく変化を遂げ、特に、業務としての管絃の演奏機会がかなり減少している様子は、〔表-1〕にまとめた『楽所日記』巻29に残される、明治4年の11月・12月の2ヶ月間の演奏記録を見ても明らかである。しかし、公の場での演奏の機会はなかったものの、稽古所での「三五八十」の稽古日には、管絃の習練が行なわれており<sup>14)</sup>、この時点でも、決して唐楽の演奏が軽視されていたとはいえないだろう。

この時期の伶人の主たる業務である宮中祭祀の場における演奏曲目に注目すれば、塚原氏がいわれるような「楽に対する国風歌舞の優位」とする傾向<sup>15)</sup>が明らかであるが、後述するように、国家儀礼の場での演奏も含めて見れば、国風歌舞以外のジャンルにも、それなりの意義付けが行なわれていたといえよう。このような複雑な背景のもと、伶人たちは、演奏する場の有無に関わらず、それまで伝承してきた雅楽曲の演奏レベルの保持に努めていたと推測できる。

〔表-1〕『楽所日記』巻29に残された明治4年11月-12月の伶人業務としての奏楽記録

月 日	演奏の場	奏楽内容
11月2日	神祇省	御神楽
	賢所	御神楽
11月4日	神祇省遣外国使付御祭典	御神楽
11月15日	大嘗祭鎮祭・神門祭・悠紀主基両殿祭	御神楽
11月16日	鎮魂祭	〔曲目・内容不明〕※1
11月17日	大嘗祭	国栖奏・悠紀国風・主基国風
11月18日	豊明節会	国栖奏・悠紀国風・主基国風・久米舞・舞楽、万歳楽・太平楽
	延遼館	奏楽〔曲目不明〕
11月19日	豊明節会	十八日同断
12月3日	各国公使参朝	奏楽如例、三管三鼓十二人参勤之事
12月23日※2	賢所	神饌奏楽、御神楽
12月25日	孝明天皇御祭典	神饌奏楽、御神楽〔「略説」と注記あり〕
12月30日	神祇省	御神楽
	賢所	神饌奏楽、御神楽

※1 〔 〕内は南谷による。

※2 この日の賢所での御神楽奏楽に際しては、12月20日に、「午後三等伶人（大伶人・中伶人、少伶人を合わせてこのように記している＝南谷補）神楽申合之事」とあり、さらに前日22日には、雅楽稽古所において「四辻公賀卿、綾小路有良朝臣、三等伶人並伶員、終日稽古之事」とあるように、関係者の十分な打ち合わせと稽古を経て行なわれた様子がうかがわれる。

この〔表-1〕からも明らかなように、明治4年末の2ヶ月間の伶人たちの奏楽業務のほとんどは、御神楽中心となるものであった。しかし、大嘗祭に引き続き豊明節会において、舞楽が行なわれ、また、同日、延遼館で開催された各国公使などを招待しての「饗饌」の場では、伶人による楽の演奏が行われたことにも注目しておきたい。このことから、祭祀楽としての「御

14) 明治4年の記録では、たとえば11月3日には「一越調五曲合奏」、同5日には「平調五曲合奏、残楽、郢曲」、同8日には「双調五曲合奏」とあり、以後は、大嘗祭での奏楽曲の練習が続くが、通常の状態に戻ると、「三五八十」の日には、唐楽の稽古が継続されている。

15) 塚原注9前掲論文

神楽」重視という流れに加え、儀式楽としての唐楽を主とした外来系雅楽および舞楽も相変わらず重視されていたといえるであろう。

### 3 明治5年の伶人の演奏活動をめぐって

このような状況は、翌明治5年になっても、大きく変化することはなかった。明治3年までは、元日の文均家では、「吹始」・「舞始」として、唐楽曲および高麗楽曲の演奏が行われていたが、明治5年の記事では、「吹始 鶯鳴音」とあり、国風の曲が演奏されたようである。また、1月7日には、「唱始」として、文均とその3名の息子が、「庭燎・榊・東遊」を演奏するという、明治3年以前には存在しなかった家内行事が新たに行なわれるようになっていく。このように、公的な場での演奏に限らず、東儀文均家では、家内行事の場でも、唐楽・高麗楽ではなく、国風の音楽を演奏していたことがわかる。このほか、1月4日の稽古所開会式でも、神楽歌が演奏され、やはり唐楽の演奏はない。

こうした状況から、伶人の第一義の職務としての御神楽演奏の重視という意識が、この時点において、すでに伶人の中に芽生えていたことが示されているといえよう。しかし、同時に、1月5日および6日の宮中新年宴会<sup>16)</sup>では、舞楽が演奏され、同11日の「文部省開講式典」でも舞楽が演奏されていることから、国家の儀式楽として、舞楽も重視されていたことが分かります。さらに、上述のように、伶人の稽古のスケジュールの中に唐楽曲も組み込まれていたことによって、唐楽演奏の伝承も、伶人の中では重要な職務として、その演奏レベルの保持が意識されていたということも理解できる。つまり、「御神楽重視」という傾向が、必ずしも、唐楽演奏、舞楽演奏を排除する方向に向かっていたものではないということを確認しておきたい。

事実、明治5年2月13日に行なわれた井伊谷宮御祭典<sup>17)</sup>では、祭典終了後に、「神祇省より別段所望ニ付平調五常楽急、合歓宴、郢曲東岸西岸、鶏徳」が演奏されており、この演奏について、『楽所日記』には、「神祇省三田葆光主、慈光寺殿ヲ以、奏楽奉納之儀施主、依之金札三両、慈光寺殿ヲ以被相廻候ニ付」とあることから、これが、神祇省の関係者が施主となつての奏楽奉納であったことが分かる。このように、神祇省による神道祭祀の場でも唐楽演奏が奉納されていることから、神祇省側としても、唐楽を完全に排除しようとしていたわけではないことが示されているといえよう。また、明治5年8月21日の神田祭では、神田社側からの依頼が許可され<sup>18)</sup>、伶人たちによる舞楽が奉仕されている。当日は、万歳楽・延喜楽、陵王・納

16) 『明治天皇紀』第二には、「大広間に於て始めて新年宴会を行はせらる」とある。

17) 井伊谷宮は、現在の静岡県引佐町、浜名湖の北にあり、後醍醐天皇の皇子宗良親王を祭神として、同年建立された神社である。その鎮座にあたり、雅楽局の伶人による奏楽が行なわれた。

18) 『楽所日記』明治5年7月22日の記事に、安房神社小宮司兼大講義加藤熙、神田社社祠官大崎昌庸の2名が文均を訪問し、「官社之外同社等ニ而神楽、東遊、舞楽等被奏度念願付人員且装束類等」の問い合わせをしたとの記事があり、8月15日になって、俊政卿よりのお尋ねとして、神田社の祭礼において舞楽一番もしくは、二番を演じることについて、差支えがないかの確認があったと記載される。これを受けて、8月19日条に、「神田社神祭、来廿一日、神饌奏楽、舞楽執行依願御許容、伶員参向被仰付無人ニ付少伶人ヲ以テ補之、舞楽二番、舞装束官庫拝借也」と記載されている。

曾利の二番の舞楽が演奏され、神事に伴う奏楽については神田社の楽役がこれを行なった。このように、宮中以外の場では、神事においても、従前に同じく、伶人が、唐楽や舞楽の演奏を行う場合もあったのである<sup>19)</sup>。

さて、このほかに、明治5年の伶人の演奏活動において注目すべきものは、ロシア皇子接遇における舞楽の上演、鉄道開業式および天長節における奏楽であろう。以下、これらの演奏の場について『楽所日記』の記述をもとに、考察するものとする。なお、『楽所日記』に記された明治5年の伶人の演奏活動については、この節の終わりに〔表-2〕としてまとめたので、これも参照されたい。

### 1) ロシア皇子接遇における舞楽演奏について

明治天皇が、国賓あるいは外国公使などとの謁見を行なう場における雅楽演奏は、その最初の例となる慶応4年2月30日のフランス公使ロッシュおよびオランダ代理公使ファン・ポルスブルックとの謁見の場においても旧三方楽所楽人により行なわれ<sup>20)</sup>、その後、明治3年の雅楽局設置後も、伶人の業務として恒例化されたものとなっており、これらは伶人たちにとっては、唐楽を演奏する数少ない機会となっていたが、明治5年2月22日にドイツ公使フォン・ブラントが参朝した時点を終として、以後行なわれなくなったようである<sup>21)</sup>。しかし、明治5年10月17日に行なわれたロシア皇子アレキシス・アレキサンドロウィッチ親王の参朝の儀式が行なわれた際には伶人奏楽<sup>22)</sup>が、翌18日の天皇の延遼館への訪問に際しては舞楽が演じられた。

明治5年のロシア皇子の接遇に先立ち、明治2年7月には、イギリス王子エジンバラ公の来日に伴う接遇儀式が執り行われている。この時も、外国官は、接遇に際し、舞楽の上演を希望したが、この時点では、まだ雅楽局が設置されておらず、東京に在住していた楽人は、旧紅葉山楽所楽人のみであったために、その上演は見送られたらしい<sup>23)</sup>。こうした経緯があったため

19) とはいえ、『楽所日記』巻29の5月22日条には、「昨廿一日、筑前大宰府社人坂本巖暢、此度教部省御用召、社頭社式開扉開閉神饌供撤神楽可相用、是迄雅楽相用來候ハ、右ニ而も当分不苦旨被申渡候ニ付神楽道不案内付為問入来」とあり、この翌日、23日に再度訪問することになった旨が記載される。そして23日には、文均および3名の息子が、この坂本に、神楽歌、薦枕の歌、笛、箏、和琴を聞かせたとの記録がある。つまり、祭祀楽としては、雅楽ではなく神楽を用いるようにとの指導があったことが記されている。なお、この坂本は、旧天王寺方岡家の門人であったために、文均の指導を受けることになったようである。

20) 南谷注3前掲論文など。

21) その理由として、塚原康子氏は、「おそらく公使の謁見自体が当初のような儀式としての重要性を失い、明治政府の側でも格別の対応をする必要がなくなった」こと、「それと同時に、この頃には謁見をふくめた外国行事一般が初期の試行錯誤の段階を脱し、徐々に西欧のプロトコルに準拠して定式化されたため」としている（『十九世紀の日本における西洋音楽の受容』多賀出版、1993年、p.94）。

22) 『明治天皇紀』第二によれば、「奏楽裡に大広間に出御」とあり、伶人による奏楽は、天皇の出御に際して行なわれたものらしい。

23) 塚原注21前掲書、p.104

か、明治5年のロシア皇子来日に際しては、外務省により舞樂の上演が再び企画され、明治5年5月18日には、延遼館で舞樂が演じられることとなった。その経過を、『楽所日記』巻29および巻30により紹介しよう。

『楽所日記』巻29の明治5年5月7日の条には、「外務省より舞樂之儀ニ付相談被致儀有之候ニ付」とあり、この日に、伶人側は外務省から舞樂上演に関する相談を受けたことがわかる。その内容については、翌8日の条に、「昨日、廣守丈、外務省へ被行向候処、於延遼館外国人為拜見舞樂被催度候而ハ、高舞台、大太鼓、大鉦コ取寄之儀相談有之、右之旨、式部寮へ届旁廣守出頭」とあることから、延遼館での舞樂上演に必要な高舞台および大太鼓など、当時の東京にその準備がなかった道具類の取り寄せについての相談であったことが記録される。

このことは、塚原氏が紹介している『公文録』にある外務省からの上申書<sup>24)</sup>によっても確認でき、この5月8日に外務省より正院宛に提出された上申書によれば、延遼館での舞樂上演に際し、「正式の舞台および楽器装束その他付属品など」は、すべてまだ京都に残されたままであること、しかしながら、として、「舞樂ノ儀ハ御国上代ヨリノ風ヲ其儘ニ存シ古雅ノ真ヲ伝へ候モノニテ百ノ技芸舞樂ノ右ニ可出物無之鄭重ノ礼典ヲ以御遇待被遊候ヲ示シ候ニハ尤必用ト存候間此度ノ機会ヲ以テ御取寄セニ相成候ハ、向後御大札御盛典ノ御用ニモ相成可申候間」と、舞樂を外交儀礼上必要な儀礼樂と位置付けた上で、必要な道具類の京都からの取り寄せを求めている。

一方で、『楽所日記』巻29によれば、すでに明治5年1月11日には、「文部省開講舞樂」が行なわれており、ここでは、太平樂・延喜樂が4人舞で、さらに、陵王および童舞での納曾利<sup>25)</sup>が演じられている。『楽所日記』の同日条には、「異人男女追・出席之上」で舞樂が始まったと記載されており、この式典には外国人の出席もあったことが分かる<sup>26)</sup>が、もし、外務省の上申書に述べられているように、「正式の舞台および楽器装束その他付属品など」が、すべてまだ京都に残されたままであるというのであれば、ここでの舞樂はどのような規模で行なわれたのであろうか。

事実としては、『楽所日記』1月10日条によれば、稽古所で「御用舞樂習練」の後、「式部寮へ装束見分」とあり、1月11日の舞樂は、装束着用のものであったことが分かり、当日の管方についての記録によれば、太鼓をはじめとする「打ちもの」も揃っていたことが分かるので、すでに、この時点で、正式な舞樂上演が出来る規模が整えられていたといえよう。そもそも、この前年、明治4年11月18日・19日の豊明節会においても舞樂が演じられているのであり、宮中行事の場において、それほど略式の舞樂が行なわれたわけではないであろうから、外務省が上申している京都から取り寄せなければならない正式な舞樂上演に必要な品々というのは、『楽所日記』の記述によれば、おそらくは、高舞台および大太鼓のみであったと推測できる。

24) 塚原注 21 前掲書、pp.113-114

25) この童舞を演じたのは、明治4年3月に東上し、当時15歳だった林廣季である。

26) この時期、外国人が参加する式典において舞樂を演奏するということが望ましいとされていたらしいことは、この1月11日の「文部省開講舞樂」の記事からも読み取れる。

『樂所日記』巻20の5月13日条には、旬番<sup>27)</sup>の季熙が、「舞樂装束之儀ニ付、式部寮江出頭之事」とあり、外務省からの依頼による舞樂上演に必要な装束の確認を、式部寮で行なったのであろう。つまり、ある程度の舞樂装束がすでに、京都から東京へと送られていたのであろうし、先の豊明節会や文部省での舞樂には、これらが用いられたと考えられる。さらに、翌月6月20日の条には、「今般御用ニ付西京並日光山等之大太鼓御見繕ニ相成候処、日光左方可然評釈ニ付今般罷下居候神田重助へ修復被仰付、今日出来ニ付式部寮木本出張立会検分相済外務省へ相渡候事」と、結局、舞樂上演に必要な大太鼓は、日光東照宮のものをを用いることとし、しかるべく修復を行なったうえで納められることとなり、これについては、文均と芝葛高とが延遼館へ出向き、検分に立ち会ったことが記録されている。

また、7月30日条には、「神田重助、今般御用被仰付候高舞台塗直皆出来、本寮検分」とあり、今回の舞樂上演に関して用意された道具類に関する記事はこの2件のみであることから、新規に準備されたものは、左右兼帯としての左方の大太鼓および高舞台のおそらく旬欄のみであったことが分かる。ただし、旬欄については、何処から取り寄せたものであるのかについては、記載がなく不明である。

このように、明治5年のロシア皇子接遇に際しては、外務省の要望のもと、明治になって初めての「大太鼓」および「高舞台」を用いた舞樂が上演されることとなり、つまりは、この2点が揃ったことをもって「正式な舞樂」とされたのであろう。江戸時代にあっても、江戸においては、大規模な舞樂演奏が行われることがなかったために<sup>28)</sup>、維新後の東京にもこうした大太鼓および高舞台の用意がなかったのである。このように、明治になって、初めての太鼓および高舞台を用いた舞樂演奏を行うべく、その準備が順調に進められていた様子が、『樂所日記』には記されるのであるが、舞人についてはどうであったのだろうか。

延遼館で実際に演奏された舞樂の曲目は、『樂所日記』には記されていない。『樂所日記』巻30の同日条には、「延遼館へ九字参集」とあり、その後、「延遼館屋根焼出一統驚被」と、当日は、延遼館で小火騒動があったこと、そのために、明治天皇の御幸が遅れたこと、結果として「舞樂 御覧 御目録相減候事」と、予定より演奏曲目が減らされたということが記されるのみである。一方の『明治天皇紀』の同日条には、「伶人をして庭上に於て春庭楽・胡飲酒・迦陵頻・長慶子などの舞樂を奏さしめ、皇子と俱に之を覽たまふ」とある。

また、塚原氏は、「『豊原喜秋記』第一によれば」として、当日の曲目は、「《春庭楽》《胡飲酒》《迦陵頻》、退出に《長慶子》であった。」とし、「《迦陵頻》と番舞になる《胡蝶》がこの小火騒ぎの為に省略されたことを、さらには、「この日の参勤者は舞人、管方を入れて総勢二十七名で

27) 明治4年以降の『樂所日記』によれば、従前の老分職に変わる伶人組織運営管理職として、旬番がおかれ、10日ごとに、その職務を輪番制で担当する管理職が3名置かれていたようである。

28) 江戸時代、江戸城内紅葉山での奏樂を担当した旧紅葉山楽人たちは、舞樂の演奏を行わず、日光東照宮祭祀などで舞樂上演が必要な場合は、三方楽所楽人を呼び寄せることとなっていた。紅葉山楽人は、旧三方楽所楽家の出身であるにも関わらず、舞樂を舞う資格がないとみなされていたようである。そのために、江戸において、紅葉山楽人より雅樂の指導を受けていた武士たちは、三方楽所楽人が、江戸に下向した折に、わざわざ舞樂の指導を受けることもあった。

あり、その中には童舞のために東上を命じられた当時七歳の東儀俊龍・多忠守・多忠龍と十一歳の東儀俊義も含まれていた。」と紹介している<sup>29)</sup>。

さて、まず、これらの曲目の中で注目したいことは、童舞が含まれていたことである<sup>30)</sup>。この演奏曲目がどのようにして決定されたのかについても、『楽所日記』には記載がないが、『楽所日記』巻30の7月8日条に、「近々各国王子渡来之趣外務省舞楽之催付御目録役付等申合之事」とあるので、伶人の側に演奏曲目の選定が任されていたように推測できる。そして、7月10日条には、「王子渡来之節御目録舞楽、伶人、伶員、等外至ル迄、習練之事」とあり、この時点で、すでに演奏曲目が定まっていたようである。その曲目とは、同巻7月18日条に、「一、今般延遼館御目録 東遊、太平楽、狛杵、迦陵頻、胡蝶、還城楽、陵王、春庭楽、胡飲酒」とあるものであろう<sup>31)</sup>。

この記事と、上に見た10月18日の演奏記録に残された曲目には相違があるが、どのような経緯を経て当日の演奏曲目が決定されたのかについては、『楽所日記』の記載の範囲では不明である。さらに、『楽所日記』巻30の8月30日条には、「舞楽 振銚 迦陵頻、胡蝶、万歳楽、延喜楽、陵王、納曾利、長慶子、伶人、伶員、等外童形習練」とあり、この時点で、すでに変更があったことが推測できるが、延遼館での演奏直前となる10月3日および10月10日の稽古所での稽古においても、「迦陵頻・胡蝶」の童舞に加え、この7月18日条の目録にありながら、当日演奏されなかった「太平楽・狛杵」の舞が習練されていることから、この2曲の舞楽も演奏予定となっていたのではないかと思われる。結局、諸般の事情で変更に変更が重なったのであろうが、最初の曲目選定の時点から、一貫して童舞である「迦陵頻・胡蝶」の番が含まれていることを指摘しておきたい。

童舞の演奏者について、『楽所日記』の記事を追っていくと、この7月の記事に先立って、巻29の明治5年5月29日条に、「一、式部寮御用召、童形兩人、旬番誘引被仰下事、季功、忠龍等外出仕被仰付候二付」とあり、当時11歳の安倍季功と8歳の多忠龍に、この日「等外出仕」が命じられたとし、日記欄外に「等外一等出仕」と記載されるが、これは、明らかに、延遼館での童舞要員としての任命であろう。そして、同年6月10日には、芝葛高（少伶人）、多忠功（少伶人）、東儀季貞（少伶人）、東儀俊慰（伶員）、芝祐夏（等外一等出仕14歳）、東真茂（等外一等出仕12歳）、藺廣元（等外一等出仕11歳）、東儀俊龍（等外一等出仕8歳）、東儀俊義（等外一等出仕10歳）、多忠守（等外一等出仕8歳）、そして、「此外為扶持」として藺廣肝の11名が上京したが、このうち、等外一等出仕とされた6名が童舞要員であったと考えられる。

したがって、明治5年6月10日の時点で、すでに、5月29日付けで等外一等出仕に任じられた2名と合わせ、8名の童舞要員、つまり、左右の4人舞が上演可能、すなわち、迦陵頻・

29) 塚原注21前掲書、p.114

30) 既に見た1月11日の文部省での舞楽にも、童舞の納曾利が含まれていたが、これが一人で演じる舞であるのに対し、迦陵頻・胡蝶は、原則4名で舞うものである。

31) 同日条には、「迦陵頻・胡蝶、官庫装束着試、余ハ舞人着直垂、管方略装束」とも記される。

胡蝶の上演が可能となる人数が揃ったわけである。そうすると、7月8日の外務省からの曲目選定の依頼がある以前に、童舞要員が揃っていたことになり、既に考察したように、明治初年以來の外国官・外務省の外交儀礼の場における舞楽重視の傾向と、童舞上演に関する執着ぶりが、ここにも示されているように思われる<sup>32)</sup>。

さて、この8名の童舞要員、すなわち童形であるが、彼らは、『楽所日記』によると、6月28日条に、「今度被召候童形八人ト、廣守、近陳、葛高、忠功、俊慰、廣昨、右寮（=式部寮〔南谷補〕）江相伺之上、童舞御場所為見習出張、右付、本寮、外務省より一人宛出張之事」とあり、実際に舞を舞う場所を確認した上で、〔表-2〕に示したように、7月9日より連日の稽古に入る。7月12日には、童舞要員は、官庫装束を着用しての習練を行い、その後、上にも触れたように、7月18日には、「<sup>(ママ)</sup>頭俊政卿」以下、雅楽局の責任者の聴聞のもとで、「延遼館御目録」による舞楽の習練が実施された。以後も、稽古所での通常の稽古に加え、連日のように童舞の稽古が続く。

また、10月18日の延遼館での本番後、10月26日条には、いずれも7月18日の目録に記載される曲目ではあるが、延遼館での本番には舞われなかったと見られる「太平楽」、「還城楽」および童舞の「迦陵頻・胡蝶」の舞楽装束を着用しての写真撮影が行なわれたことが記されている。これらの写真は、おそらく外交使節などに渡すためのものであったと考えられ、ここにも当時の外務省が、舞楽を一貫して重視し、「舞楽ノ儀ハ御国上代ヨリノ風ヲ其儘ニ存シ古雅ノ真ヲ伝ヘ候モノニテ百ノ技芸舞楽ノ右ニ可出物無之」<sup>33)</sup>と認識していたことが、この記事からも確認できよう。そして、この写真撮影の対象となった曲目にも、童舞が含まれていることに注目したい<sup>34)</sup>。

とはいえ、『楽所日記』には、同年11月3日付で、「一、等外出仕被仰付候輩免職、総而如元」とあり、8名の童舞要員は、儀式の終了とともに、無役の扱いとなっている。さらに、童舞要員以外の芝葛高、多忠功の2名については、同日付で「貫属被仰付」とあるので、そのまま東京での勤務を命ぜられた<sup>35)</sup>が、東儀季貞については、「西京出張被仰付候事」とあり、このロシア皇子接遇のための舞楽上演のためだけに東上を命ぜられたようである。この季貞を含め、東儀俊慰および蘭廣肝、さらに、等外出仕を免ぜられた蘭廣元、東儀俊龍、東儀俊義の6名は、11月9日、京都に戻るべく東京を離れた。

このように、明治初年における舞楽演奏の場については、文部省における例のように、外国

32) 南谷注3前掲論文において、明治2年の時点で外国官が「舞楽ノ義ハ皇国礼典ノ第一」とされていたこと、明治3年の雅楽局設置直前の閏10月7日にも、在東京の辻近陳より「童形子息」についての問い合わせが、在京都の楽人に対してあったことが『楽所日記』に記されていることなど、明治初年の外国官・外務省が舞楽を重視し、童舞の演奏も視野に入れていたことが推測される。

33) 塚原注21前掲書による。

34) さらに、『楽所日記』巻30の明治5年11月26日条には、稽古所にて、「童舞納曾利」の習練がなされたことが記されている。いずれ、童舞の御用が再びあることを意識しての稽古であろうか。

35) この1ヶ月ほど前の明治5年9月29日条には、「芝葛高家族、多忠功丈家族、東真茂丈実母」が、陸路にて「稽古所長屋」に到着とあり、この両名の家族（後日の記録では、妻）が上京していた。

人も招待された儀式の場および、外務省による外国使節の接遇の場において舞楽を重要視してこれを用いるということが行なわれ、さらに、その演奏の場において、童舞が含まれていたこと、この2点に注目したい。とはいえ、御用が終了すれば京都へと戻される伶人もいたことから、このような東京での舞楽演奏の機会は、旧三方楽所楽人の職務を完全に東京へ移すこととは、必ずしも、連動はしていなかったようである。

## 2) 鉄道開業式と天長節における奏楽活動について

明治5年9月は、伶人たちにとって、多忙な一ヶ月であった。通常業務および来日時期が遅れたままのロシア皇子接遇行事のための舞楽の習練に加え、鉄道開業式および天長節での奏楽業務が、組み込まれたためである。

『楽所日記』巻30によれば、明治5年9月4日条に、文均は、午前中の雅楽稽古所での稽古を早退して、東儀季熙とともに、8月21日の神田社での舞楽に使用した絲鞋を延遼館へ返却しながら、「来ル九日舞台大太鼓飾付諸人拝見被仰付候ニ付下検分」として出向いている。その帰路、式部寮へ寄ったところ、「来九日鉄道蒸気車始御出車奏楽、延遼館、横浜、両所奏楽十五人ツ、参勤被仰出候事」とあり、「於稽古所大伶人集会」<sup>36)</sup>となったことが記されている。すでに、品川－横浜間の鉄道は、明治5年5月に開業していたが、この9月に新橋－横浜間が全面開業するに伴い、開業式が執行されることになり、これに、伶人たちの奏楽が用いられることになったのである。

同9月5日条には、横浜と延遼館での奏楽に出仕する楽人の名簿が記載され、式部寮にて、当日は「五管通」での演奏となったことを届け出ながら、儀式次第の確認を行なったことが記されている。同7日条によると、大伶人には9円、中伶人には8円、少伶人には7円、伶員には6円の手当てが支給されたようである。横浜出勤の伶人たちは、9月8日、15名揃って品川駅より蒸気機関車で移動し横浜に到着したところで、雨天のため御幸の準備ができないことにより翌日の行事が中止となったと聞いて、3名の伶人は横浜で1泊することとなるが、それ以外の伶人は、そのまま東京へと引き返した。

9月10日条には、「来十二日鉄道開行式新橋横浜二ヶ所去ル九日ノ通被仰出」とあり、12日の横浜までの「路費」は後日支給とされた旨が記されている。再び11日に品川より出発し、横浜にて一泊し、翌12日には直垂着用にて鉄道寮へ出仕、天皇の行啓に際して「慶雲楽」、還幸に際して「陵王」を演奏する。その夜は、横浜にて泊まり、13日には、新しく開業された新橋鉄道寮へと戻っている。

東儀文均は、横浜での奏楽担当であったために新橋および延遼館での奏楽の様子は『楽所日記』には残されていない。塚原氏によれば、この日、新橋鉄道寮においては、伶人による奏楽と、海軍軍楽隊による奏楽が行なわれ、横浜では、天皇退出の際には、フランス軍艦ベリクー

36) 『楽所日記』の記述によれば、明治以降、伶人の間での取り決め事項は、大伶人が寄り集まってこれを合議していたらしい。

ズ号軍楽隊による奏楽が行なわれたとされているが<sup>37)</sup>、『楽所日記』によれば、同時に「陵王」の曲も演奏されていたこととなり、『明治天皇紀』第二に、新橋での汽車の発車に際して、「伶人並びに海軍楽手楽を奏し」とあるように、雅楽と西洋式軍楽とが同時に演奏されていたと推測できよう<sup>38)</sup>。

天皇が東京に還御された後、延遼館において各国公使ならびに太政大臣以下諸省勅任官をはじめ、お雇い外国人も含む関係者を招いての祝宴が開催されている。ここでの雅楽演奏の記録も『楽所日記』の記録には見出せないが、先に引用した『楽所日記』9月4日条の記事から、おそらく延遼館においても、伶人による雅楽の奏楽が行なわれたのではないと思われる。

このように、文明開化を象徴する鉄道開業式という儀式においても、天皇の出御と還御という場では、西洋音楽である軍楽の響きと重なり合っていたかもしれないが、直垂を着用した伶人による雅楽の響きが鳴り響いていたのであり、さらには、外国人を招いての祝宴の場においても、おそらく雅楽の奏楽が行なわれていた。このことから、明治5年の時点においては、儀式楽としての雅楽の重要性および、外国人に対して誇るべき日本の文化の一つとしての雅楽の地位は、幕末期以来のままに保持されていたといえよう。

伶人たちには、この鉄道開業式に引き続き、9月12日には琉球王子の参朝での奏楽があり<sup>39)</sup>、9月17日には、9月22日の天長節御祭典および「節会舞楽二番」の参勤が命ぜられた。明治5年の天長節は、公式行事としての色彩が強まる流れに対応したものか<sup>40)</sup>、それまでには行なわれなかった舞楽の演奏が、節会とされた宮中での祝宴において行われた。これについては、『楽所日記』巻30の9月19日条に、「天長節舞楽御模様代り被仰出、朝 東遊、昼後 迦陵頻・胡蝶ト被仰下」とあり、午前の部と午後の部とでは、演目を変えるようにとの指示があったとされている。

ここで注目すべきは、まず、午前の部において、舞楽に代えて国風歌舞である東遊が演奏されていることであろう。既に紹介してきたように、この時期、伶人たちは、ロシア皇子接遇行事として舞楽上演を行なうべく習練を重ねていたもので、童舞以外にも、複数の舞楽が演奏可能であったはずである。にもかかわらず、ここで、あえて国風歌舞である東遊を舞うように指示されていることから、やはり、宮中儀式的場における雅楽曲は、国風のものであることという

37) 塚原注 21 前掲書、p.131、当該部分の注には、金井圓編訳『描かれた幕末明治 イラストレイテッド・ロンドン・ニュース日本通信 一八五三—一九〇二』の記事が引用され、ここでは、「……陛下は宮廷服を着けた楽士たちの奏でる日本音楽の音につれて、広間を通過された」とあり、「ミカドは海軍軍楽隊の奏でる“Voici le sabre oui, le sabre, le sabre, le sabre de mon pere!”の曲につれて、ゆっくりと退席された」と記されていると紹介されている。

38) 『明治天皇紀』第二には、横浜出発時の奏楽に関する記事はない。

39) この奏楽業務については、『楽所日記』には記載がないが、「天皇、侍臣等を従へて奏楽裡に大広間に出御あり」（『明治天皇紀』第二）とある。このほかに、『楽所日記』には、明治5年2月22日のドイツ国公使の参朝に際しての奏楽業務の記録も欠けている。

40) 明治維新後、西欧諸国における国王誕生日の祝典をモデルとし、天長節が執り行われるようになり、改暦後の明治6年1月4日には、天長節は紀元節とともに祝日と定められた。

意識が反映されていたと考えられよう。逆に、すでに紹介した『樂所日記』の記事では、東遊も、ロシア皇子接遇の舞楽の曲目として候補に挙がっていたようであるが、これは、当日は演じられていないようであり、外国使節接遇の場では、国風歌舞は演じられなかったようである。

このように、舞楽と国風歌舞とを演じる場には、何らかの差別化が図られていたかのように見受けられ、このことから、明治5年の時点では、宮中という空間を支配することに関わる部署と、外国人参加者を含む儀式との関わりが多い部署との間で、日本を代表する音楽芸能としての雅楽のあるべき姿に関する認識に相違があったということも指摘できよう<sup>41)</sup>。

なお、以下の〔表-2〕において、○を付した記事は、東儀文均が稽古所以外の場所で稽古を行なった記録であるが、これらは主に御神楽の稽古であり、それまで御神楽の演奏に従事していなかった東儀文均の息子たちの指導を中心としたものである可能性が高い。

〔表-2〕『樂所日記』巻29-巻30にみる明治5年における東儀文均の奏楽活動

月 日	場所	奏楽内容：稽古所での通常の稽古については記載していない。
1月1日	賢所	神饌奏楽、御神楽
	神祇省	御神楽
1月3日	賢所	神饌奏楽、御神楽
	神祇省	御神楽
1月4日	稽古所開会	久止、榊
1月5日	宮中新年宴会	国栖・舞楽【春庭楽・還城楽】
1月6日	宮中新年宴会	国栖・舞楽【春庭楽・還城楽】
1月11日	文部省開講舞楽	太平楽・延喜楽・陵王・納曾利（童舞）
1月26日	賢所仁孝天皇御祭典	神楽歌
1月28日	鎌倉宮奏楽	
2月4日	神祇省祈年祭	御神楽
2月13日	井伊谷宮御祭典	祭典後に、神祇省の関係者の希望により奏楽奉納：五常楽・合歛塩・郢曲・鶏徳
2月28日	神祇省春季御祭典	神饌神楽
3月10日	○文均自宅	神楽習練ニ付行業丈以下各入来之事
3月11日	神武天皇御祭典	御神楽
4月2日	八神殿御遷座	奏楽
4月4日	舞譜など返上	左舞家伝 辻家、右舞家伝 東儀・林家 胡飲酒舞 忠寿 抜頭舞 葛房 還城楽舞 季熙 蘇莫者舞 廣道 採桑老舞 一者付 文均 右之譜面式部寮江句番持参返上畢
5月6日	○文均自宅	神楽絃類打寄稽古
5月7日	後三条天皇八百年式年祭	
	外務省より舞楽之儀ニ付相談被致儀有之候ニ付	⇒翌日の条に、「於延遠館外国人為拜見舞楽被催度」とあり、「高舞台・大太鼓・大鉦コ取寄之儀相談有之」という。
5月8日	○文均自宅	廣道丈、琵琶弾合入来、倅共稽古之事

41) 明治5年3月14日には、神祇省を廃して教部省を置くことが定められ、神祇官時代よりの影響力は、次第に弱まっていったとは考えられる。

南 谷 美 保

5月12日	遣外国使祭	御神楽
5月13日	式部寮	舞楽装束之儀ニ付式部寮江出頭之事
5月19日	稽古所 拡張の為の普請が始まる。	普請の期間中、稽古は休みとなる
5月20日	○文均自宅	行業丈入来、倅共寄合、星・朝倉・其駒唱合之事
5月22日	○文均自宅	季芳丈入来、予、息三人打寄、神楽唱合
6月13日	氷川祭	御神楽
6月14日		翌日、延遠館へ廣守に出頭するようにとの通知
6月20日	延遠館	大太鼓の件
6月28日	延遠館	童形8人とともに、「童舞御場所為見習出張」
7月2日	稽古所	「左右舞家舞等、伶人・伶員至ル迄相立相伝式、礼服着用」とあり、「本寮より服屋大本、稽古所江出張」
7月8日	稽古所	近々各国王子渡来趣、外務省舞楽之催付御目録役付等申合之事
7月9日	稽古所	迦陵頻・胡蝶、舞楽、各習練
7月10日	稽古所	王子渡来之節御目録舞楽、伶人・伶員・等外至ル迄習練之事
7月12日	稽古所	官庫装束申出、童形之者着用、王子渡来之節舞楽習練、大人舞人直垂着用
7月13日	稽古所	童舞・東遊等、舞楽伶人、伶員習練
7月14日	稽古所	庭燎・櫛等、三等伶人、等外出仕、童形、伶員参集習練、迦陵頻・胡蝶、舞楽等
7月18日	稽古所	頭俊政卿、公賀卿、有長卿、有実朝臣御弔問、正親町実徳卿御出仕御出之事、此外、小西氏、木本氏、出仕之事
7月20日	稽古所	童形、舞習礼
7月23日	稽古所	迦陵頻・胡蝶、童形習練、童形装束着写真之事
7月25日	稽古所	迦陵頻・胡蝶、童形舞楽
7月27日	稽古所	迦陵頻・胡蝶、童形習練
7月28日	稽古所	童形舞稽古
7月29日	稽古所	童形舞稽古
8月3日	稽古所	童形舞習練
8月4日	稽古所	童形舞習練之事
8月5日	稽古所	童形舞習練〔8月6-8日まで伏見宮薨去により稽古中止〕
8月9日	稽古所 伏見宮邸	童形舞稽古 伏見宮御入棺に際しての奏楽
8月10日	稽古所	童形舞稽古
8月12日	稽古所	童形舞稽古
8月14日	稽古所	童形舞稽古
8月15日	稽古所	童形舞稽古
8月17日	稽古所	童形舞稽古
8月18日	稽古所	童形舞稽古
8月19日	稽古所	童形舞稽古
8月20日	稽古所	童形舞稽古
8月21日	神田神祭	舞楽【振鉦・万歳楽・延喜楽・陵王・納曾利】ほか、奏楽は、「一社楽役奏之」とあり
8月22日	稽古所	童形舞稽古
8月23日	稽古所	童形舞稽古
8月24日	稽古所	童形舞稽古
8月25日	稽古所	童形舞稽古
8月27日	稽古所	童形舞稽古

明治4年から5年にかけての東儀文均の生活

8月28日	稽古所 八神殿秋季祭	童形舞稽古 御神楽
8月29日	稽古所	童形舞稽古
8月30日	稽古所	舞楽【振鈴・迦陵頻・胡蝶、万歳楽・延喜楽、陵王・納曾利】、長慶子、習練
9月2日	稽古所	童形舞稽古
9月4日	延遼館	舞台、大太鼓飾付などの拝見、下検分
9月5日	稽古所	童形舞稽古
9月7日	稽古所	童形舞稽古
9月10日	稽古所	童形舞稽古
9月12日	鉄道開通式典	行啓＝慶雲楽、還幸＝陵王 延遼館出仕者と二手に分かれての演奏活動
9月14日	稽古所 宮中へ参勤	童形舞稽古 琉球公子参朝
9月15日	稽古所	童形舞稽古
9月17日	神宮御遥拝御祭典	
9月18日	稽古所	童形舞稽古
9月20日	稽古所 延遼館	明後廿二日習礼、東遊、迦陵頻・胡蝶 延遼館御文庫へ装束取調に行く
9月22日	禁中へ参勤、天長節	朝＝東遊、午後＝舞楽
9月23日	稽古所	童形舞稽古
9月24日	稽古所	童形舞稽古
9月25日	稽古所	童形舞稽古
9月27日	稽古所	童形舞稽古
9月28日	稽古所	童形舞稽古
9月29日	稽古所	童形舞稽古
10月2日	稽古所	童形舞稽古
10月3日	稽古所	舞楽【迦陵頻・胡蝶、太平楽・狛杵】
10月4日	稽古所	童形舞稽古
10月5日	稽古所	迦陵頻・胡蝶、春庭楽、胡飲酒
10月7日	稽古所	童形舞稽古
10月8日	稽古所	舞楽【還城楽・陵王】
10月9日	稽古所	童形舞稽古
10月10日	稽古所	舞楽【迦陵頻・胡蝶、太平楽・狛杵】、東遊
10月11日	延遼館	延遼館へ出頭
10月12日	稽古所 延遼館	舞楽申し合わせ 廣守、近陳は延遼館へ出頭
10月13日	稽古所 延遼館	舞楽申し合わせ 廣守、近陳は延遼館へ出頭
10月14日	稽古所 延遼館	舞楽申し合わせ 廣守、季芳は延遼館へ出頭
10月15日	稽古所	舞楽、申し合わせ、関係者、延遼館へ
10月17日	稽古所 ロシア国皇子参朝	迦陵頻・胡蝶、長慶子習練 奏楽、伶人十二名参勤
10月18日	延遼館	舞楽
10月26日	延遼館	舞楽写真撮影【太平楽・迦陵頻・胡蝶、還城楽】装束着用の写真を撮影する
11月10日	○久臈宅	東遊稽古、文均、忠功、喜秋
11月17日	○文均宅	夜、久臈丈入来、神楽唱合
11月19日	稽古所 ○文均宅	鎮魂祭、新嘗祭、両祭當役申合習練 景順丈、入来和琴ト唱合
11月20日	稽古所	両祭當役申合之事

11月21日	鎮魂祭出仕	
11月22日	新嘗祭出仕	
11月24日	○山井景順宅	昼後、予、文言行向唱合
11月25日	神武帝例祭	神饌神楽、順番之衆出頭
11月26日	稽古所	仁和楽、童舞納曾利、習練
11月27日	稽古所	同上舞楽習練
11月28日	稽古所	舞楽、習練
	宮中賢所	御神楽

#### 4 明治5年の文均の私生活

##### 1) 転居の記事をめぐって

すでに述べたように、東儀文均は、明治3年11月22日付で、東上を命ぜられ、単身で東京へと向かったが、明治4年のいずれかの時期に3名の息子が、そして、おそらく、明治4年10月末ごろに妻が上京し<sup>42)</sup>、『樂所日記』巻29の記載が開始される明治4年11月の時点では、東京において、再び家族揃っての生活が営まれるようになっていた。

『樂所日記』巻20の11月20日条には、この月行なわれた大嘗祭に関係する諸行事に、「乍伶員文言、直温、光利三人御用参勤、冥加至極難有仕合之事」と記され、東儀文均の3名の息子は、伶員として扱われていたことがわかる。しかしながら、同日条には、文均自身の「月給三拾兩頂戴」とする記事に続けて、「忠古、直温、光利等三人貫属違候得共、大伶人取斗ヲ以、九十月分式ヶ月々四兩宛ニ相改八兩ツ、頂戴、文言其外当府貫属同様之事」とあり、嫡男文言以外のいずれも他家の養子扱いとなっている2名の息子の身分は、東京府の戸籍所属となっておらず京都（あるいは奈良か）に戸籍が残されたままであったことも明らかになる。

しかしながら、この文均の次男以下の2名の息子たちも、この記事以前にも、少々減額されていたものの、東儀文均家嫡男の文言と同じく、伶員としての月給を受け取り、かつ伶員として奏楽業務に参加していたこと、そして、この時点で、彼らの給与が、東京府貫属となっていた令員と同額に引き揚げられたことが記されている。このように、東儀文均一家は、この時点では東京に腰をすえて伶人として生活することを決めていたようである<sup>43)</sup>。

このように、家族揃っての東京での生活が始まったことで、次に問題となるのが住居であろう。この点について、『樂所日記』巻29の明治5年になってからの記事を参考に整理してみよう。『樂所日記』明治5年1月13日の記事には、「久臈丈方へ行向面会、同人拝借邸、旧冬より組合申談御払下出願之处」とあり、文均が、明治4年の冬、つまり、家族と全員と同居することになった時点から、自前の住居の確保を考えていたことが記されている。それは、多久臈

42) 注5参照。また、『樂所日記』巻29の12月8日条には、「霜月廿日出、三州西尾新家より今般東京引越之為歎」の品や手紙が届いたとあるので、この時点で、妻の上京に伴って京都の住居を引き払ったと理解できる。

43) 東京への異動を命ぜられながら、その後、雅楽局伶人を辞して、本来の居住地である関西へと戻る伶人もいた。また、東儀文均一家にしても、この時点では、東京に落ち着くことを決めていたようであるが、注7に述べたように、文均の没後、嫡男文言と次男芝直温の2名は、雅楽局を依願退職することになる。

が借りている邸を、久臆と共同出資して払い下げを願い出るということであつたらしい。この日、その許可が下りそうであるということで、現地を確認したとの記事が続いている。そして、同日午後になって、「久臆丈入来、邸宅御払下出願御聞届之旨、式部寮より唯今御達有之旨通達之事」として、邸宅払い下げが無事許可されたことが分かる。

1月15日夜には、「久臆丈邸へ、文言誘引行向、家修復致相談候事」とあり、翌16日には、妻にも、新しく住居となる場所を確認させているが、それがどこであつたのかとなると、同16日条にも「向邸」とあり、17日条には、「向邸、久臆丈、従今日雑作被取掛候ニ付、文言相談参候事」とあるので、文均一家がこの時点で居住していた家の向かいで、それは、1月22日条によると、雅楽稽古所近辺の牛込御門内の「元星野金兵衛邸」であつたことが分かる。同日条に残された少伶人多久臆より式部寮にあてて提出された書面によると、この場所は、以前から久臆が「拝借住居罷在候処、去ル七月大風雨之砌及大破其後追々破損仕候間修復差加候場所モ有之候ニ付」という状態であるので、家作については払い下げをお願いしたいとなつた旨を願い出た<sup>44)</sup>ことが分かるが、これは、あくまで久臆が払い下げを受けるといふ形にされていたものであつたらしく、後に述べるように、「表向」は、あくまで久臆宅であつた。しかし、実際には、多久臆と東儀文均との間では、「示談之上、予（文均＝南谷補）組合三ツ割式分通予譲請旨約定之事」とされている。

こうした経過を受けて、同日、1月22日には、文均は、大工と「向邸修復手入等相談之事」とあり、以後、2月1日には、「大工栄吉修復手間木財等之内前借願ニ付金拾五兩直ニ相渡候事」とあるので、住居の修繕に2ヶ月ほどを要した後、文均一家は、4月17日、「今晩卯刻引移、家内一統大慶之事」として、引越しを終えている。そして、翌18日には、早速、「植木屋久米蔵来、庭造り三四ヶ日申付置候事」とあり、京都に同じく、東京の住居でも庭造りに執心する様子が見受けられる<sup>45)</sup>。

なお、4月19日条には、「来ル廿一日、表向久臆丈邸へ同居引移可申旨届書、式部寮へ持参」とあることから、実際には、東儀文均が部分的な買い取りをしているにもかかわらず、書類上は、久臆が払い下げを受けた住宅に同居しているという処理がなされていることが確認できる。ところで、なぜ、文均には、払い下げを申請することが出来なかつたのであろうか。この明治5年だけを見ても、『楽所日記』には、「廣守丈、今度若富町へ買得、今日、引越」（3月25日）、「季熙丈、今般買得転居付」（4月23日）、「辻高節丈、神楽坂岩戸町へ買得引移ニ付」（6月4日）、

44) 住居部分のみを払い下げされたもので、地所については、「引続拝借」とある。

45) 『楽所日記』によれば、晩年の東儀文均は、庭造りに凝っていたようで、京都時代においては、庭師を邸に呼び入れた記事がしばしば見受けられる。東京の邸でも同様に庭師を入れての庭の手入れを行っていたらしく、以後、『楽所日記』には、庭師に関する記事が散見される。また、9月23日・24日の2日間にわたって、「庭前菊花盛」として伶人仲間を招待しての庭自慢の宴が設けられている。なお、9月23日の宴には、「元句當鳴嶋浄悦、娘兩人相招為饗応琴三味線數曲相彈候事」とあり、俗楽の演奏を楽しんだとされている。『楽所日記』巻29の明治5年1月21日条の記事によれば、「牛込山伏町高齊単山老へ、文言、直温、光利、箏道入門」とあり、文均は、3名の息子に俗箏も稽古させていたらしい。

「廣道丈、岩戸町家屋敷買得、明八日引移」(6月7日)<sup>46)</sup>、「豊喜秋へ今度転居の歎」(7月24日)など、伶人たちが、それぞれに住居を買い求め、転居している様子が記されている。こうした中で、比較的経済的ゆとりがあったと思われる東儀文均<sup>47)</sup>が、個人として邸宅の払い下げを受けることが出来なかった理由は、明らかではない<sup>48)</sup>。

## 2) 個人的な演奏指導活動

『楽所日記』巻29の12月28日条に、「丹波敦主入来、稽古入来挨拶三百疋持参也」とする記事がある。同巻のそれまでの記事には、この丹波敦なる人物が、文均の稽古を受けていたという記事は見受けられないが、この記録から、文均が、東京においても、京都に居住していた時期に同じく、個人的に雅楽の指導を行っていたことが推測される。

『楽所日記』巻29および巻30の記事からは、この丹波のほかにも、「久留米県河原岩次郎」および同県の「下川」という人物が、明治5年1月15日より4月8日まで集中的に稽古を受けている様子が記載される。4月8日の記事によれば、両名は、翌4月9日に帰国とあり、なんらかの目的のもと、東京での集中的な雅楽指導を受けていたものであるらしい。

このほかに文均が関わった人々としては、青木信寅<sup>49)</sup>、加藤熙らの名前が記載されている。さらに、尾州辰巳とあり、青木信寅を含め、江戸時代からの名古屋浄信寺<sup>50)</sup>関係者との交流が続いていたことが分かる。さらには、「河村社中」とする記事もあり、弟子の中に雅楽演奏社中として、グループでの指導を受ける人々が存在したことも分かる。これらの文均の個人的な弟子に関する記事は断片的であり、その詳細は不明なので、ここでは人名を挙げるのみに留

46) 明治5年6月21日条に、「廣道丈へ借進金之内、五円当月より被差入」とあるのは、この家屋敷購入資金を東儀文均が貸したものを、分割返済しているということであろう。文均の経済的ゆとりを示す記事でもある。

47) この点については、南谷注3前掲論文などにおいて論じている。また、後述のように、文均の転居した住居では、複数名の弟子の雅楽指導が行なわれ、4名の舞人による童舞の演奏が行なえるだけの空間があったことが分かる。さらには、『楽所日記』巻30の8月26日条には、「山井景安祖父景富居士廿七回忌付管絃奉納被致度兼日願二付伶人十六人招待」とあるなど、他の伶人たちも、それなりの規模の住居に居住していた様子が読み取れる。

48) 他家の養子扱いとなっている文均の2名の息子の身分が、東京府の戸籍所属となっていなかったことに関係するのだろうか。

49) 青木信寅は、江戸時代の図書蒐集家として著名な人物。楽書の書写も行っていたらしく、同人の書写による『文机談』が、現在、静嘉堂文庫蔵本となっている。かつ、信寅は、後述の名古屋浄信寺第九世秋楽の弟子であったことから、秋楽を通じて、文均との師弟関係が構築されたものであろう。

50) 名古屋浄信寺第九世慈明(秋楽)は、楽に優れ、文化・天保年間より旧三方楽所楽人の大神其孚、安倍季良、豊原陽秋、東儀文均に師事するとともに、さらに、尾張藩士などを門下に抱え、名古屋における雅楽の師匠として名をはせていた。同人の明治15(1882)年の古希の宴には、数百人という門人が会し、終日、管絃を演奏したという。南谷美保「江戸時代の雅楽愛好家のネットワーク－東儀文均の『楽所日記』嘉永六年の記録より見えるもの－」(『四天王寺国際仏教大学紀要』第40号、2005年9月、pp21～44)などにおいても、名古屋近辺の雅楽愛好家について触れている。

めておきたいが、すでに考察したような江戸時代に見られた雅楽演奏家のネットワーク<sup>51)</sup>が、文均が東京に居を移した後も、可能な範囲で存続していた事が理解できる。

さらには、旧盛岡藩主で明治政府により隠居を命ぜられていた南部利剛も、東儀文均および藺廣道の雅楽指導を受けていたことがわかる<sup>52)</sup>。この南部利剛に関する記事で特に注目したいのは、明治5年8月12日のものである。この日午前中は、雅楽稽古所において、相変わらずのロシア皇子接遇行事に向けた童舞稽古が行なわれているが、同日の午後の記事として、「南部利剛老御出」とあり、文均宅に南部利剛が来訪したことが記される。その目的は、「兼日迎陵類・胡蝶舞所望之趣、近習松田精一より文通二付」とあることから、事前の依頼により、この日、芝佑夏以下8名のロシア皇子接遇のための童舞要員全員と藺廣道、文均、文言、直温、光利らによる童舞の演奏が文均亭で行なわれたものを鑑賞するためであった。童舞の後、利剛老は、平調曲5曲の合奏稽古をして、「騎馬二而被帰候事」とある<sup>53)</sup>。

このように、京都時代に比較すると、弟子の数はかなり減少しているものの、公務以外に、文均が、個人的に雅楽指導を行なう機会は明治初期の東京においても継続されており、こうした個人指導で得る謝礼も、伶人の生活を支える一要素になっていたと思われる<sup>54)</sup>。そして、このような個人指導が継続可能であった背景には、明治維新という社会の大きな変動を経ても、旧三方楽所楽人と雅楽愛好家との交流が江戸時代のままに維持されており、雅楽愛好家が嗜むレパートリーとしては、相変わらず唐楽が好まれていたということがあったといえよう<sup>55)</sup>。

## 5 おわりに

幕末・維新期の旧三方楽所楽人を取り巻く環境が大きく変化する中、明治3年11月の雅楽局設置に伴い東上した東儀文均は、上京後は、それまでに演奏に従事することがなかった御神楽をはじめとする国風歌舞の演奏に携わるようになり、かなりの高齢であるにも関わらず業務に差し支えることのないように、新しいレパートリーの修練に励んでいた。明治4年には、3名の息子、遅れて妻も上京し、家族そろっての東京に腰をすえての生活が始まっていた。

が、東儀文均は、明治4年11月18日の大嘗祭という大きな儀式前になって体調をくずし、11月16日より診察を受け服薬したものの体調は回復せず、大嘗祭のすべての儀式を欠席した。その後も体調が回復しないまま、12月8日まで、稽古所への出勤も行なわないなど、すでに、体調面で、少々不安を抱える状態になっていた様子がかがわれる。その後は、井伊谷宮への

51) 南谷注50前掲論文

52) おそらく、南部利剛も、江戸時代より、紅葉山楽所所属の在江戸楽人に雅楽を学び、これを嗜んでいたであろう。

53) 舞人へは、「金五百疋被差出」とありこれを、8名で分配したという。

54) たとえば、久留米県の河原は帰国時に挨拶金として1両、下川も100疋を差し出しているほか、南部利剛は、5月11日に合奏聴聞の謝礼として500疋、中元祝儀として300疋を届けるなどしている。また、注53の謝礼などもその一例といえよう。

55) このような一般社会における「雅楽のイメージ」も、明治9年以後の『明治選定譜』の選定に示される旧来の雅楽レパートリーの保持と見直しという動きにも関与していたともいえよう。

出張なども無事にこなしているが、以後、日記には体調不良を訴える記事が散見されるようになる。『樂所日記』巻30は明治5年末までの記録であり、その翌年の明治6年6月に没するまでの記録は遺されていない。

東儀文均は、幕末期の混乱の中、旧三方樂所の運営責任者である「老分」職を務め、上京後も、大伶人の一人として活躍していたものの、雅樂局設置以後の伶人となってからの文均の日記には、以前のような詳細な業務記録が留められることが少なくなり、雅樂局の業務運営の中心的存在ではなくなっていた様子が示されている。おそらく、雅樂局設置に伴い、旧三方樂所時代にその運営に携わっていた高齢の樂人よりも、より若い世代に、新しく設けられた伶人組織運営上のさまざまな役割が移されていったのであろう。

とはいえ、本稿において紹介したように、文均は晩年まで、東京においても、雅樂のプライベートレッスンを行なうなどの活動も行なっており、東京に移った以後も、彼の生活は、京都時代に変わらず充実したものであったと思われる。幕末維新期の混乱する社会の中で、江戸時代からの職務を引き継ぎ、その活躍の場を確保しえた伶人たちは、比較的恵まれた状況にあったとはいえ、やはり、環境の変化は、60歳を超えていた東儀文均には負担となることも多かったであろうか。上京後、丸3年を経ることなく、彼は没することとなる。

The Life of a *gagaku* musician, Togi Fuminari  
in the early Meiji Period (1871-1872)  
— Episodes from his dairy, "Gakuso Nikki" —

Miho MINAMITANI

Togi Fuminari, a member of the *Sanpo-Gakuso* (the department of Court musicians maintained until 1870), was transferred from Kyoto, the former capital, to Tokyo in 1870 to fulfill his duty as a member of the newly-established Musical Department of the Meiji Government, the so-called *Gagaku-Kyoku*.

It has been pointed out that a reformation in the ritual ceremonies of the Imperial Court of the period resulted in musicians becoming more interested the skills required in the performance of the *Mikagura* repertory employed in Shinto rituals. This in turn led to a downturn in the frequency of performances of the former *gagaku* repertory.

The records in Fuminari's dairy show that he also changed to Shito music for his domestic ceremonies, which is a strong indication of how highly the musician of the time valued the *Kuniburi* repertory, i.e. the Japanese style court music including *Mikagura*.

At the same time, the records in the dairy indicates that the Meiji government valued the former *gagaku* repertory as representative of traditional Japanese music and required musicians to play *gagaku* and perform *bugaku* dances in government-sponsored ceremonies. This was a great aid to musicians, enabling them to maintain their skills on the earlier *gagaku* repertory.